

## 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の検討の進め方（案）

本懇談会においては、平成16年6月の設置以来、医療用医薬品の流通過程の現状を分析し、公的医療保険制度の下での不適切な取引慣行の是正等について検討を行い、同年12月に中間的なとりまとめを行った。

中間とりまとめにおいて、「現行の薬価制度の信頼性を損なう取引である」としている未妥結・仮納入に関しては、平成18年度薬価制度改革の骨子（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会了承）において、「薬価調査の信頼性を確保する観点からも、不適切な取引であることから、その是正を図ることとする」とされ、本年3月27日付けでその是正について指導を図る通知を発出した。

また、中間とりまとめにおいて、具体的な検討の必要性が指摘されていた「返品の取扱い」について検討を行い、返品の類型分けとモデル契約における位置付けに関して本年3月にとりまとめを行った。

「中間とりまとめ」においては、「当懇談会は、今般の「中間とりまとめ」で検討を終了するのではなく、引き続き、残された検討事項や新たに生じた課題について検討を続けることとする。」とされている。例えば、医療用医薬品については銘柄間の競争が行われていないのではないか、総価取引は個々の医薬品の価値を反映していないのではないか、流通の川上（メーカー・卸間の取引）が不透明なのではないかといった指摘があることを踏まえ、医療用医薬品の流通全般の改善に関して検討を進めることとしてはどうか。